

令和7年度 ガバナンスコードの点検結果

令和8年9月公開

以下の第1章から第5章までの原則、実施項目について関連する資料等を含め点検した結果、本学は「ガバナンスコード」のすべての項目について適合することを確認しました。

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

実施項目	実施状況
私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。 私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。 今後とも、学校法人平成医療学園 宝塚医療大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コー<第1版>」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。 また、中期的な計画を策定し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。	建学の精神に基づき、私立大学としての使命を果たすため、令和3年9月からガバナンスコードを規範として、時代の変化に対応した大学作りを進めています。 また、中期計画に基づき、新規事業の実施、学長ガバナンスの強化、安定した運営の実施に努め、教育、研究及び社会貢献の機能強化を図っています。 令和5年度に保健医療学部3つのポリシー、アセスメントポリシーの見直しを行い、令和6年度から観光学部の設置を受け、修正したガバナンスコードを適用しています。

1 - 1 建学の精神

実施項目	実施状況
(1) 建学の精神・理念 建学の精神・理念は次のとおりです。 「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ有徳の人材を育成する」 (2) 建学の精神・理念に基づく人材像 建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。 生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を持ち、高い創造力や問題解決能力を有し、積極的に研究活動に取り組む人材	(1) 建学の精神・理念 本学の建学の精神・理念は、現在の本学の学部の構成、教育内容の基盤となっており、医療系の国家資格を取得した優れた人材を社会に送り出すことで地域社会の保健・医療・福祉に貢献しています。また、建学の精神は、大学ホームページ、学内での掲示を行うことで学内外に公開しています。 (2) 建学の精神・理念に基づく人材像 建学の精神に基づき、本学が養成する人材像は明確です。 また、ディプロマポリシーにおいてさらに具体的な卒業にあたり身につける能力を定め、公開しています。 令和6年度には、建学の精神、教育目標についても点検を行い、必要な改正を行いました。

1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

実施項目	実施状況
（１）建学の精神・理念に基づく教育目的等 本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。 ① 大学の教育目的及び研究目的 建学の精神を達成し、実践する力を養うために以下に掲げる教育を行う。 （１）豊かな人間性を養い、幅広い教養、高い倫理観とコミュニケーション能力、論理的思考力、創造力を身につけるための教育 （２）社会の要請に応えるための高度な専門知識と技術を修得すると共に、多様な職種と連携できる能力を身につけるための教育 （３）国際性と地域性双方の多様性の視点を持ち、社会の一員として協働する能力を身につけるための教育 （４）広く人間の健康の維持・増進及び疾病の予防について研究する素養を身につけるための教育 ② 保健医療学部教育の教育目的及び研究目的 建学の精神に則り、急速な高齢化社会の到来と生活習慣病の増加等に伴う疾病構造の変化に対応するため、医療技術分野の学問の体系化を図り、より高い資質の臨床家、教育者及び研究者を養成する。また、運動、心理、栄養及び保健・医療などの多様な分野を横断的に探求し、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解とそれに伴う合理的かつ的確な運動の実践能力を修得し、子どもから高齢者にいたる人々の健康増進や、心身の健康の改善を含めた QOL(Quality of Life)の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活の実現に貢献できる感性が豊かで健康を支援することのできる人材を養成する。	（１）建学の精神・理念に基づく教育目的等は、ホームページや大学案内及び「学生便覧」に記載しており、教職員全員が共通認識のもと業務にあたっています。 また、それぞれの学部の教育目的及び研究目的は、それぞれの３つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映され、入学選抜から、卒業判定まで一貫したものになっています。 令和５年度は、保健医療学部の３つのポリシー等について、改正を行いました。 令和６年度から、新たに観光学部の設置に伴い、大学の教育目的及び研究目的について改正しました。

③ 和歌山保健医療学部 of 教育目的及び研究目的

建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を持ち、高い創造力や問題解決能力を有し、医療・保健・健康・福祉の向上に貢献する医療技術専門職を育成する。すなわち、人間性豊かな幅広い教養、高い倫理観、高い創造性、理論的 思考力、問題発見・解決の能力、生涯にわたり学び続ける意思と能力、医療に貢献できる能力、医療事故を防ぐ安全管理能力なども身につけることのできる教育を行い、医療技術専門職として強い使命感と責任感を有し、コミュニケーション能力が高く、患者との間に良好な信頼関係が樹立できる能力を持ち、さらに、医療チームの一員として他職と協働しながら、地域医療への貢献をとおして地方創生に資することができる者を養成する。

④ 観光学部の教育目的及び研究目的

観光は、我が国の基幹産業への発展が期待されているが、その実現のためには拡大が予想されるインバウンド需要や高サービス化に対応できる付加価値の高い人材の育成が必要である。

また、観光の事業環境は社会の変化に影響され大きく変動する。それ故、求められる人材には、時代の趨勢を踏まえた観光専門職として必要な知識・能力に加え、変化する状況に対応できる実践的能力が不可欠である。

本学部は、本学の医療技術分野における経験も活かし、このような観光専門職人材を育成することで観光産業及び地域に貢献することを目的とする。

(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

実施項目	実施状況
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。 ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、学長企画調整会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。 ⑥ 中期的な計画に盛込む内容 ア 使命・目的等 イ 学生 ウ 教育課程 エ 教員・職員 オ 外部質保証	① 令和6年度から令和10年度までの中期計画及びアクションプランが新たに策定されました。 ② 財務計画については、大学ホームページで公開しています。中期計画の進捗状況については、公開されておりませんが、毎年度の事業報告を公開しています。 ③ 外部理事の就任、理事への財務状況の報告及び説明は適切に行われています。スタッフの経営能力の向上を図るため、研修会への参加等を推進しています。 ④ 事務職員の養成・確保については、毎年計画的に人事計画を行い、必要に応じた職員の採用や異動等を行っています。 ⑤ 法人全体の取組みを共有する機会として、教職員全体を対象とした教職員会議や研修を実施しています。ボトムアップの方法としては、各課におけるミーティング、管理者ミーティングを通して実施しています。 ⑥ 中期的な計画に盛込む内容については、それぞれの項目を盛り込んでおり、今後中期計画の見直しにあたって適切な項目の設定を行います。

(3) 私立大学の社会的責任等

実施項目	実施状況
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	① 大学における運営基盤の安定に最も寄与するのは、定員の充足と外部資金の確保であると考えます。令和8年度入学生は、保健医療学部ではいずれの学科でも入学定員を確保出来ませんでした。和歌山保健医療学部では、リハビリテーション学科において、入学定員を確保出来ませんでした。観光学科については、大幅な改善となりました。編入学生の受入を行い、収容定員の充足率も改善しています。他の学科においても定員の未充足となりました。また、教育の質の向上に向けては、継続的にFD、SD活動を実施しています。 ② 学生及び卒業生・保護者・教職員・地域社会をステークホルダーとして本学の建学の精神を基に教育研究を推進しています。 ③ 「宝塚医療大学障がい学生支援に関する基本方針」と定め、ホームページで公開しています。また、合理的配慮に関する研修を実施し、教職員の理解を深めています。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

実施項目	実施状況
私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。	本学園では、教育・研究の成果を社会に還元し、経営の強化、安定性と継続性の確保のため、中期計画に基づいて、理事会、理事、監事、評議員会、評議員について、それぞれが規程に基づく役割、責務を果たして業務に当たっています。 なお、令和8年3月23日に文部科学省から、経営基盤の安定確保が必要であることから、「集中経営指導法人」と判定されました。そのため、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団による指導を受けながら、令和8年度から令和12年度までの5ヶ年間にわたる経営改革計画を策定し、実行に移していくことになっています。

2 - 1 理事会

実施項目	実施状況
(1) 理事会の役割 ① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。 ② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。 ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	①～③理事会の構成、議決事項、議事録の作成等については、「学校法人平成医療学園寄附行為」に定められており、当該寄附行為に基づき、適正に実施されています。 また、常任理事による常任理事会を適宜開催し、迅速な意思決定に寄与しています。 大学、5つの専門学校には理事を配置し、業務の監督、情報交換を行うとともに、適切な管理体制が整備されています。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、予想される審議事項については事前に周知して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免について寄附行為第50条及び51条に定めています。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

④ 学長への権限委任

本学では、最高意思決定機関である「学長企画調整会議」において本学の将来計画及び重要事項を審議、決定することとしています。「学長企画調整会議」は学長が議長となり、原則として毎月1回開催しています。

本学には学長を補佐するため令和7年度は学長補佐1名、副学長4名を配置しています。学長補佐、それぞれの副学長に対して、学長が校務を分担し、所掌に沿った業務にあたっています。

所掌する校務等については規程を整備するとともに、学内のグループウェアにより、いつでも最新の規程を閲覧できる体制を整えています。

⑤ 実効性のある開催

理事会は適切に開催しています。開催にあたっては遅くとも7日間前には議題及び資料を予め発送し、書面による議決においても十分に資料の内容を確認できるようにしています。

⑥～⑧ 理事の賠償責任については、寄附行為に明記しており、その旨各理事に周知しています。

⑨ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事がある場合は、議決にあたり予めその旨を明らかにした上で、議決に加わらないよう、取扱っています。

2 - 2 理事

実施項目	実施状況
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。 ② 理事長を補佐する理事として、代表業務執行理事及び業務執行理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。 ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めています。 ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。 ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、該当理事は議事に加わることが出来ません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 地位の責務については、「学校法人平成医療学園寄附行為」に定められており、それに従い実行しています。 ただし、過去の善管注意義務違反や利益相反取引等に対する私立学校法違反の事案が判明したことを受けて、令和7年10月7日に学校法人平成医療学園改善第三者委員会を設置し、令和8年4月21日に調査報告書が理事会に提出されました。学園では、当該調査報告書で示された改善提言を真摯に受け止め、今後の対応及び方針について、理事会・評議員会で十分審議し、文部科学省と協議の上、改善計画書を提出し、その結果をホームページを通じて公表することになっています。

(2) 常勤理事の役割 ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。 (3) 外部理事の役割 ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。 ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。 (4) 理事への研修機会の提供と充実 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	(2) 常勤理事の役割 常勤理事（学内に本務を持つ理事）は、教職員としての業務を行いながら、業務量に配慮しつつ理事としての業務を遂行しています。 特に担当理事は中期計画に基づき大学の継続的な発展と経営安定のため業務を遂行しています。 (3) 外部理事の役割 理事10名中2名が外部理事です。（令和8年5月1日現在） 外部理事は、理事会においてそれぞれの異なる視点から意見を述べ、理事会の活性化に寄与しています。理事会開催 7 日前には資料を送付し、予め資料を精査した上で審議に臨むことができる体制を整えています。 (4) 理事への研修機会の提供と充実 常勤理事に対しては、FD・SD研修及び外部団体による研修を適宜案内しています。外部理事に対しては理事会において定期的に学内の状況、学生募集状況などの各校の近況を報告しています。
--	--

2-3 監事

実施項目	実施状況
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。 ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。 ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。 (2) 監事の選任 ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。 ② 監事は3名置くこととします。 ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について ①～⑤監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解した上で、すべての理事会・評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査しています。 また、監事の業務として学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告、理事会、評議員会の招集並びに理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できることを理解し、監事規程に基づき監査計画を作成し、業務にあたっています。 (2) 監事の選任 ①～③監事の選任は、寄附行為の定めに従い、適正に行われています。令和5年度から、監事を3名体制に変更しました。また、監事の監事相互の就任・退任時期について十分考慮しています。

(3) 常勤監事の設置 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置しています。 (4) 監事監査基準 ① 監査機能の強化のため、学校法人平成医療学園監事監査規程等を作成しています。 ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。 ③ 監事は、学校法人平成医療学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。 (5) 監事業務を支援するための体制整備 ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。 ② 監事機能の強化の観点から内部監査室を設置しています。 ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。 ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。 ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	(3) 常勤監事の設置 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事（1名）を配置しています。常勤監事は、通常宝塚医療大学で執務し、役員室に専用のPC、机等を整備しています。 (4) 監事監査基準 ①～③監事は平成医療学園監事監査規程に基づき、監査計画を定め、関係者に通知しています。監査計画に基づき、監査を実施し、その結果を元に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告しています。 監査の結果は、ホームページで公開しています。 (5) 監事業務を支援するための体制整備 ①～⑤法人本部に内部監査室を設置し、監事業務の支援を行っています。監事、監査法人及び内部監査者の三者により監査結果について意見を交換しています。 常勤監事には、教職員の情報共有サイト（グループウェア）により、教職員に周知される情報を提供しており、学内状況の把握等に役立てています。また、監事は学園の各種行事についても案内し、学園の運営の確認・検証を行うことができるよう、体制を整えています。 理事会・評議員会の資料は7日前までに資料を送付し、十分な確認が行えるよう、配慮しています。
---	---

2 - 4 評議員会

実施項目	実施状況
(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。 (1) 重要な資産の処分又は譲受け (2) 多額の借財 (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更 (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更 (5) 収益事業に関する重要事項 (6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更 (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 (8) 寄附金品の募集に関する事項 (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	(1) 諮問機関としての役割 評議員会における諮問事項及び議決を要する事項については、寄附行為に定められており、適正に実施されています。

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。 (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	(2) 評議員には、評議員会開催の7日前までに資料を配付し、十分に資料を確認した上で評議員会を開催できるよう配慮し、評議員からの意見を引き出す議事運営を行っています。 (3) 評議員が意見を述べること、または役員から報告を徴する事については、学校法人平成医療学園評議員会規程に定められており、適切に実施されています。 (4) 監事の選任については、寄附行為に定められており、適正に実施されています。
---	--

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

実施項目	実施状況
学長の任免は、宝塚医療大学学長選任規程に基づき、「理事長が任命する。」とあり、学則において、「学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり教職員を統督する。」としています。 私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する。」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。	学長は以下の項目に示すとおり、適切にその責務を果たしています。 また、学長を補佐する体制も整備させ、適切に機能しており、学長のリーダーシップを発揮した意思決定が行われています。 副学長の選出は、副学長等役職者選任規程において学長の推薦により理事長が決定することとなっており、学長の意見が反映できる体制となっています。また、教員の採用に当たっては教員選考規程に基づき学長のもとに選考委員会を設ける事になっており、学長が指名する副学長が委員長を務める事となっています。これにより教員の採用に当たって、学長の意向が反映される体制を整えています。

3-1 学長

実施項目	実施状況
(1) 学長の責務（役割・職務範囲） ① 学長は、学則第1条に掲げる「広く一般教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。 ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。 ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。 (2) 学長補佐体制（学長補佐・副学長・学部長の役割） ① 大学に学長補佐を置くこととしており、学則第12条の2において「学長補佐は、学長を補佐し、学長に事故あるときは、その職務を代行する。」としています。 ② 大学に副学長を置くことにしており、学則第13条において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。 ③ 学部長の役割については、学則第14条において「学部長は、学長を補佐し、学部に関する校務をつかさどる。」としています。	①② 学長がリーダーシップを発揮できるよう、原則として毎月1回学長企画調整会議を開催するほか、教学の重要事項を審議する教学マネジメント会議の議長として、また教授会の議長として学内の教学運営を統括しています。 また、法人理事（長）として大学担当理事と連携しながら理事会から委任された権限を行使しています。 ③ 学長は全学研修会や教授会等において中期的な計画、学園のビジョンを積極的に周知し、共有しています。 (2) 学長補佐体制（学長補佐・副学長・学部長の役割） ① 令和7年度は1名の学長補佐が学長の業務を補佐しています。 ② 令和7年度は4名の副学長が校務を分担しています。各副学長には、教育、国家試験対策、研究、学術交流などのミッションを学長が示し、これに基づき校務を実施しています。 ③ 学部長は、学長の方針に従い、各学部の自主性や専門分野を尊重しながら学部における教学運営を実施しています。また、各種委員会の活発化や学部内の諸問題への対応などのマネジメントを行っています。

3-2 教授会

実施項目	実施状況
教授会の役割（学長と教授会の関係） 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規則に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	教授会では、教授会規則に定められた審議事項のほか、各学科報告、委員会報告、学長企画調整会議で決定した重要な事項についての伝達、報告が行われます。 教授会における意見や学部の動向については、学長企画調整会議で審議・報告されるほか、教学に関する重要事項は教学マネジメント会議において審議することとしています。これにより、学長と教授会は円滑に協働できる体制を整えています。

第4章 公共性・信頼性（ステークスホルダーとの関係）

実施項目	実施状況
私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。	大学は、社会から信頼される存在であるために高い公共性と信頼性を保つ必要があります。本学では、以下の取組みをとおしてステークホルダーはもとより、社会から広く信頼され支えられるに足る存在であり続けるために様々な取組みを行うとともに、情報の公開を行っています。 毎年「外部評価委員会」を開催し、学外のステークスホルダーから、大学の運営に関すること、学生募集に関すること、教育課程に関することなどについて、忌憚のない意見を聴取する場を設けています。

4-1 学生に対して

実施項目	実施状況
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	① ディプロマ・ポリシーは、大学全体、学部、各学科・専攻単位で分野等の特性を踏まえつつ、卒業時に学生が修得しておくべき知識・能力及び資質等についてそれぞれを平易な表現でまとめ、設定しています。 カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能などを修得させるために、学部共通科目、専門基礎科目、専門科目の3つの分野に授業科目を体系的に配置し教育課程を編成することを目的としています。 アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを基に、学部・学科ごとに定めている入学までに学習していることを期待される内容を示しています。 令和5年度は保健医療学部の学科について、これらのポリシーを改めました。 ② 自己点検・評価については、学内の自己点検・評価委員会が中心となって実施しています。自己点検・評価の内容は、日本高等教育評価機構の評価基準に基づき各項目の点検・評価を行っています。自己点検評価の結果については、大学ホームページで公開しています。 ③ ハラスメント対策としては、逐次学内で対策講座を実施し、ハラスメント防止を推進するとともに、規定化を行い、適切な対応を行っています。また、障がい学生支援に関する基本方針も策定し、公開しています。

4-2 教職員等に対して

実施項目	実施状況
(1) 教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。 (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。 ① ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。 ② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。 ③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	(1) 教職協働 教職協働体制を充実、強化するために、教員と職員等は各種委員会活動をととして適切に分担・協力・連携を進めています。 また、中期計画に基づくPDCAサイクルの実施について、学長企画調整会議が中心となり現状の共通理解とビジョンの共有を図っています。 (2) ユニバーシティ・ディベロップメント ① ボード・ディベロップメントについて、常勤理事（大学担当理事）は学長と協働しながら、それぞれの事業計画に対し自己点検を行い、事業報告及び次年度の事業計画に反映しています。 また、監事は毎年6月の理事会及び評議員会において前年度の監査報告書を提出し、報告しています。 ② ファカルティ・ディベロップメント 本学では、教員業績評価規程に基づき、授業評価アンケートの結果を受けリフレクションペーパーの提出を義務づけるとともに、教育、研究、社会貢献、学生指導の各分野において毎年度教員評価を行っています。これにより3つのポリシーの実質化や教育の質の保証に寄与しています。 また、FSD推進委員会を中心として毎年計画的にFD活動を実施しています。外部講師による講習会等を通して、教育・研究能力の向上を図っています。 ③ スタッフ・ディベロップメント FSD推進委員会を中心として研修会を実施し、教員と職員の専門性及び資質の向上を図っています。また、オンデマンドでの実施など、遠隔地のキャンパスと合同での実施を推進しています。 職員に対しては、毎年2回、自己の業務の振り返りと上司による面談、次期の目標設定を行い、人事計画に役立てています。

4-3 社会に対して

実施項目	実施状況
(1) 認証評価及び自己点検・評価 ① 認証評価 平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。 ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。 ③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	(1) 認証評価及び自己点検・評価 ①～③ 令和6年度に高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、一旦「適合」の評価を受けましたが、和歌山保健医療学部看護学科の教授数不足(1名)により、「不適格」に変更されました。これを受け、適切な教員の確保に向け、改善に取り組んでいます。令和7年度中に、文部科学省への教員審査を受審し、欠員状態は解消されました。 また、受審の際に指摘があった事項の改善状況についても大学ホームページで公開しています。 高等教育評価機構の評価基準に基づき、毎年自己点検評価を実施し、その結果をとりまとめ、大学ホームページ上で公開しています。 自己点検等に関わる情報の公開は、原則としてすべて本学ホームページ上で行っています。

(2) 社会貢献・地域連携 ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。 ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。 ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	(2) 社会貢献・地域連携 ① 社会貢献活動は本学の重要な取り組みと考え、宝塚キャンパスにおける附属治療院、介護福祉施設、附属保育園の設置など本学の資源を活用し、教育・研究活動の成果を社会に還元しています。和歌山キャンパスでは県・市と連携し、各種イベントへの参加や閉鎖した保育園の施設活用など、地域の実情に即した貢献活動を行っています。 ② 兵庫県、和歌山県の大学コンソーシアムに参加するとともに、業界団体と連携し、柔道整復・鍼灸に関する新しい保険請求のシステム開発などを行っています。 ③ 地域住民を対象とした公開講座を実施するなど、生涯教育の機能を果たしています。また、近隣自治体への講師派遣なども継続して実施しています。 ④ 宝塚キャンパスでは近隣の市と連携し、災害備蓄品の受け入れを行っています。和歌山キャンパスでは、市と連携し、大規模災害時の受入れ機関としての協定を締結しています。 ⑤ 大学照明設備のLED化など、社会のサステナビリティを巡る課題について対応しています。
--	---

4 - 4 危機管理及び法令遵守

実施項目	実施状況
(1) 危機管理のための体制整備 ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等） ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策 ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。 (2) 法令遵守のための体制整備 ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。 ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	(1) 危機管理のための体制整備 ①～③ 危機管理体制の整備として学部ごとに危機管理規則を制定し、これに基づき危機管理マニュアルを整備しています。 ハラスメント防止に関してはハラスメント防止等に関する規程を制定しています。公的研究費不正使用防止に関しては、関係する規程を整備するとともに、研究者向け講習会を実施し、これらの規程等をホームページで公開しています。 また、毎年消防機器の点検及び消火訓練を行い、所定の消防署に報告を行っています。 各種規程は学内のグループウェアで公開されており、教職員はいつでも最新の規程を確認することができます。 (2) 法令遵守のための体制整備 ①～②コンプライアンス基本規則を定め、教職員がコンプライアンスを遵守すること及びこれに伴う学長等の責務について定めています。 また、法人全体で公益通報に関する規定を制定し、公益通報の手続き及び通報者の保護について定めています。 毎年、科学研究費助成金の適切な取扱いについて全教職員を対象とした研修を実施しています。

第5章 透明性の確保（情報公開）

実施項目	実施状況
私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。 私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。 私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。	本学では、高等教育機関としての公共性に鑑み、各項目について記載しているとおり広く情報を公開しています。これにより大学運営の適正性を確保し、透明性を高めるとともにステークホルダーへの説明責任を果たしています。

5 - 1 情報公開の充実

実施項目	実施状況
(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力 ② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書	①～②の情報については、大学ホームページの情報公開のページにおいて掲載しています。 新規情報の追加や、更新は随時対応しています。 学校法人に関する事項は、学校法人のホームページにも掲載しています。

(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。 ① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携 ② 学校法人に関する情報公開 ア 理事会・評議員会の開催状況 イ 事業計画 ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報 (3) 情報公開の工夫等 ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ② 情報公開にあたっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。 ③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。 ④ 公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	(2) 自主的な情報公開 ①～② 法律上公開が定められていない情報についても大学ホームページで公開しています。 法人全体の事業報告書も公開し、学園全体の状況についても公開しています。 (3) 情報公開の工夫等 ①～③ 情報公開については、原則として大学ホームページで公開していますが、請求があれば閲覧に供することが可能です。情報公開は、法令及び情報公開規則等に従い情報の公開を行っています。また、「大学ポートレート」を活用するほか、学校案内、SNS等を活用した情報公開を行っています。 公開する情報は写真や図表を用いるとともに、平易な表現を心がけ、理解しやすい内容になるように心がけています。
--	--